

宮若市外二町じん芥処理施設組合 循環型社会形成推進地域計画

宮 若 市
小 竹 町
鞍 手 町

宮若市外二町じん芥処理施設組合

令和 6 年 11 月 26 日 作成
令和 7 年 7 月 24 日 変更
令和 7 年 10 月 29 日 変更

目 次

1 計画の基本的な事項	1
(1)基礎情報	1
(2)対象地域における取組みに関する事項	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）	4
(1)一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）	4
(2)一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）	5
(3)各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標	6
3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）	7
(1)処理体制	7
(2)処理施設等の整備	7
4 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）	14
(1)生活排水の処理に関する現状と目標（全域）	14
(2)各構成市町村の生活排水処理に関する現状と目標	15
5 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）	16
(1)処理体制	16
(2)合併処理浄化槽の整備	16
6 関連するその他の施策	18
(1)地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく	18
7 計画のフォローアップと事後評価	20
(1)計画のフォローアップ	20
(2)事後評価及び計画の見直し	20
総括表	21
添付資料：一般廃棄物の処理の実績と予測	23
添付資料：生活排水の処理の実績と予測	26
添付資料：対象地域図	27
添付資料：地域内の施設の現況と予定（位置図）	28
添付資料：浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図	29
添付資料：ハザードマップ	32
添付資料：国土強靭化地域計画	33

宮若市外二町じん芥処理施設組合循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和6年11月26日
変更日	

1 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	宮若市、小竹町、鞍手町、宮若市外二町じん芥処理施設組合						
地域内総人口（人）	48,193（令和6年4月末現在）						
地域総面積（km ² ）	189.87						
地域の要件	過疎	山村					
離島、豪雪、山村、半島、過疎地域に該当がある市町村名	小竹町（全部過疎）、鞍手町（全部過疎） 宮若市（一部山村）						
地域の要件がその他の場合は具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称 (設立(予定)年月日)	宮若市外二町じん芥処理施設組合 (昭和45年11月1日)						
組合を構成する市町村	宮若市、小竹町、鞍手町						
組合設立に関する、今後の見通し							

イ. 計画期間

開始年月日	令和7年4月1日
終了年月日	令和14年3月31日
計画期間※	7年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

福岡県では、現在17のごみ処理ブロックが形成されている。令和4年4月に福岡県が策定した「福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」では、新たな広域化・集約化を検討する地域を決定するために協議を行うエリアとして、これらのブロックを最小単位として、新たに4つエリアを設定している。ただし、本計画は、必ずしも、市町村等に対し広域化・集約化することを義務付けるものではなく、検討の結果として広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断される場合は、現状のごみ処理体制を維持することも可能としている。当構成市町は、4つのエリアのうち「北九州エリア」に含まれている。広域化について組合及び構成市町において協議を重ねた結果、費用対効果等により、現在の処理ブロックでの処理を継続することとした。

確認した都道府県の 広域化・集約化計画の名称	「福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」
---------------------------	-----------------------------

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施年度	
	実施方法	
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施予定の場合	予定地域	宮若市、小竹町、鞍手町
	予定年度	令和14年度
	予定方法	①日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート）
実施しない（予定）地域		
プラ要件化対象事業の実施		○
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	宮若市災害廃棄物処理計画 小竹町災害廃棄物処理計画 鞍手町災害廃棄物処理計画 宮若市外二町じん芥処理施設組合災害廃棄物処理計画
未策定の構成市（策定予定期間）	
備考	

2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

(1) 一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	目標	
		令和4年度	令和14年度	現状比
①総人口（人）		48,736	41,320	-15.2%
排出量	②事業系ごみ排出量（トン）	(生活系ごみに含む)	0	0
	③生活系ごみ+事業系ごみ排出量（トン）	14,567	11,105	-23.8%
	④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	782	687	-12.1%
	その他排出量（トン）	577	577	0.0%
	⑤総排出量（トン）	15,144	11,682	-22.9%
	⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	851	775	-8.9%
再生利用量	⑦総資源化量（トン）	8,558	6,784	-20.7%
	総排出量に占める総資源化量の割合	57%	58%	/
最終処分量	⑧埋立最終処分量（トン）	859	663	-22.8%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	6%	6%	/
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWh）	0	0	/
	年間の熱利用量（GJ）	0	0	/
特記事項	・②事業系ごみと③生活系ごみは一緒に収集運搬しており、各排出量を把握していないため、生活系ごみに事業系ごみを含んでいる。（一般廃棄物処理基本計画においての整理と整合をとる） ・④には事業系ごみを含んでいる ・「⑧埋立最終処分量」には、し尿処理施設からの焼却灰を含まない			

※ 別添資料として①～⑧に関する過去及び将来推計のトレンドグラフを添付する。

«用語の定義» 下記のとおり表1で用いる用語の定義を行う。

②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系・事業系ごみ排出量－生活系・事業系資源ごみの量）*10^6/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕

⑤総排出量：②+③+その他排出量の和〔単位：トン〕

⑥1人1日当たりの排出量：⑤*10^6/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量+生活系の資源ごみの量+集団回収量等の和〔単位：トン〕

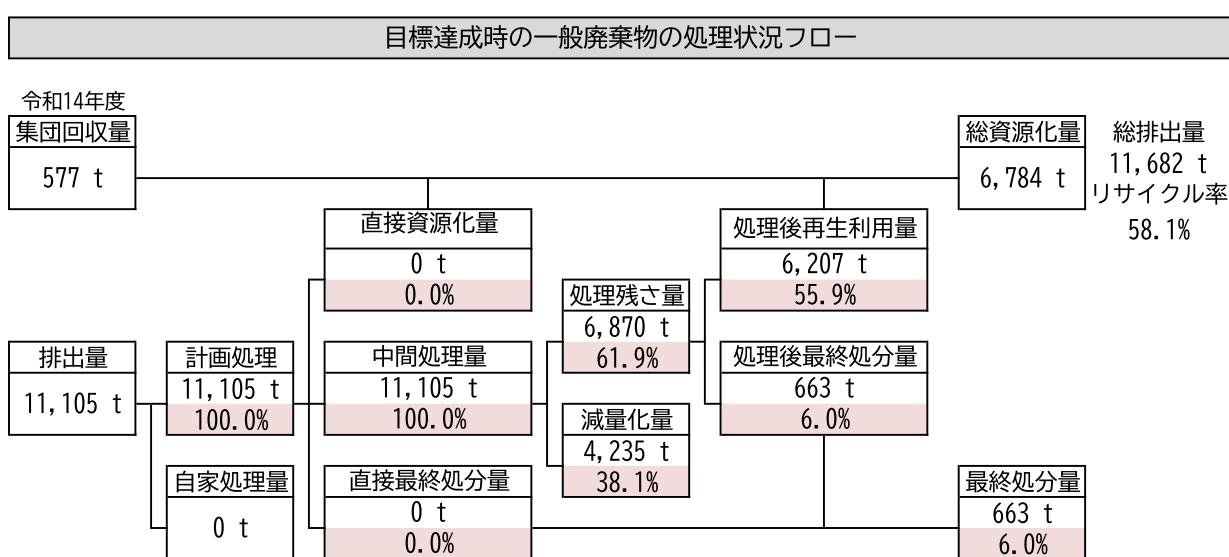
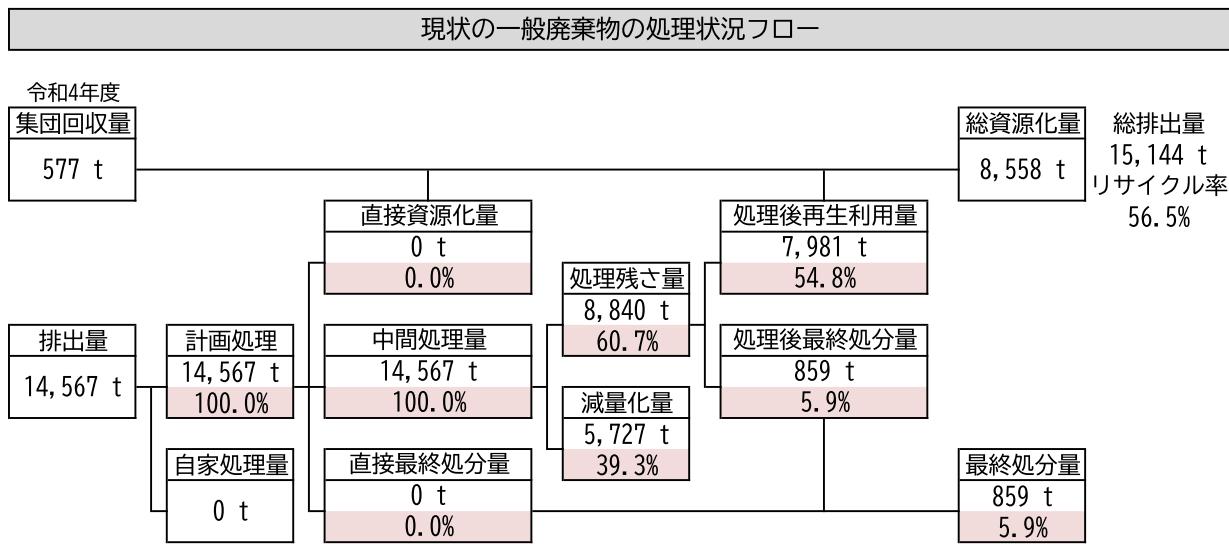
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

予測・目標における数値のうち、②③④が増加予測となるものがある場合はその理由を記載

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

(2) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）



(3) 各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標

宮若市		現状	目標	
		令和4年度	令和14年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	(生活系ごみに含む)	0	0
	生活系・事業系ごみ排出量（トン）	8,138	6,414	-21.2%
	その他排出量（トン）	280	280	0.0%
	総排出量（トン）	8,418	6,694	-20.5%
再生利用量	総資源化量（トン）	4,752	3,878	-18.4%
	総排出量に占める総資源化量の割合	56%	58%	/
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	488	387	-20.7%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	6%	6%	/

小竹町		現状	目標	
		令和4年度	令和14年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	(生活系ごみに含む)	0	0
	生活系・事業系ごみ排出量（トン）	2,048	1,397	-31.8%
	その他排出量（トン）	120	120	0.0%
	総排出量（トン）	2,168	1,517	-30.0%
再生利用量	総資源化量（トン）	1,234	898	-27.2%
	総排出量に占める総資源化量の割合	57%	59%	/
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	129	89	-31.0%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	6%	6%	/

鞍手町		現状	目標	
		令和4年度	令和14年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	(生活系ごみに含む)	0	0
	生活系・事業系ごみ排出量（トン）	4,381	3,294	-24.8%
	その他排出量（トン）	177	177	0.0%
	総排出量（トン）	4,558	3,471	-23.8%
再生利用量	総資源化量（トン）	2,571	2,009	-21.9%
	総排出量に占める総資源化量の割合	56%	58%	/
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	242	188	-22.3%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	5%	5%	/

※端数処理により表1と合計が合わないことがある。

3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

（1）処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現状、分別区分は、構成市町において、生活系ごみは「可燃ごみ」「燃えないごみ（不燃物）」「燃えないごみ（粗大ごみ）」「資源物（ビン・カン）」「資源物（ペットボトル）」の3分類5分別にて、各構成市町により収集運搬され、この他、その他の資源物（紙類、布類、発泡スチロール、食品用トレイ、缶、ペットボトル、びん等）等の資源物を拠点回収施設にて15分別で受け入れを行っている。

令和14年度から分別区分に「容器包装プラスチック」および「製品プラスチック」を追加し、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に取り組んでいく。

施設については、収集運搬された「可燃ごみ」は、本組合の「くらじクリーンセンター」でRDF化され、セメント会社の助燃剤として使用、RDF不適物は、本組合の「泉水最終処分場」で埋立処理されているが、「くらじクリーンセンター」の老朽化や維持管理費・運営費の高騰を鑑み、「次期ごみ処理施設」（新たなごみ焼却施設）の整備を行い、新施設での処理を予定している。

「燃えないごみ」、「粗大ごみ」及び「資源物」は、本組合の「泉水資源化処理施設」（粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設）で破碎・選別処理を行い、再資源化を民間に委託しているが、「泉水資源化処理施設」の老朽化や令和4年4月1日より施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で求められているプラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る措置への対応のため、「（新）泉水資源化処理施設」の整備を行い、新たな施設での処理を予定している。

「その他の資源物」は、「くらじクリーンセンター（ストックヤード棟）」にて拠点回収を行っているが、くらじクリーンセンター（ごみ燃料化施設）の廃止後もストックヤードは引き続き活用し現状と同じ内容で処理を行っていく。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、生活系ごみと同じ指定袋（粗大ごみは証紙）で分別・排出され、生活系ごみと一緒に各構成市町が収集を行っている。ただし、多量に排出される場合は、事業者が収集許可業者と個別に契約して収集を行っている。

収集されたごみは、生活系ごみと同様に処理されている。

今後も生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行うが、事業系ごみの実態把握のために検討を行う。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていない。また、現時点では今後も処理を行う予定はない。

（2）処理施設等の整備

上記（1）の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備、表4のとおり計画支援事業等を行う。また、参考として現有施設の一覧を表5で示す。

表2 宮若市外二町じん芥処理施設組合地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和5年度)			今 後 (令和14年度)				
宮若市・小竹町・鞍手町			分別区分	処理方法	処理施設等	処理施設等	
						一次処理	二次処理
可燃ごみ	RDF化	くらじクリーンセンター	可燃ごみ	焼却(熱回収)	—	次期ごみ処理施設	残渣(埋立)
燃えないごみ(不燃物)	破碎・選別 ⇒再資源化	泉水資源化処理施設	燃えないごみ(不燃物)	破碎・選別	再資源化/燃料化/埋立	(新)泉水資源化処理施設	(資源化)委託
燃えないごみ(粗大ごみ)	選別・圧縮・カレット化⇒再資源化		燃えないごみ(粗大ごみ)	選別・圧縮・カレット化	再資源化		(埋立)泉水最終処分場
資源物(ビン・カン)	選別・圧縮・カレット化⇒再資源化	資源物(ビン・カン)	選別・圧縮・カレット化	再資源化	売却		
資源物(ペットボトル)	圧縮・梱包 ⇒再資源化	資源物(ペットボトル)	圧縮・梱包	再資源化	委託		
資源物(容器包装プラ・製品プラ)		資源物(容器包装プラ・製品プラ)	圧縮・梱包	再資源化	委託		
拠点回収・ 資源物(新聞)		拠点回収・ 資源物(新聞)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(雑誌)		拠点回収・ 資源物(雑誌)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(その他紙)		拠点回収・ 資源物(その他紙)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(段ボール)		拠点回収・ 資源物(段ボール)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(牛乳パック)		拠点回収・ 資源物(牛乳パック)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(衣類)		拠点回収・ 資源物(衣類)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(缶)		拠点回収・ 資源物(缶)				売却	
拠点回収・ 資源物(ビン)		拠点回収・ 資源物(ビン)				売却	
拠点回収・ 資源物(ペットボトル)		拠点回収・ 資源物(ペットボトル)				委託	
拠点回収・ 資源物(ペットボトルキャップ)		拠点回収・ 資源物(ペットボトルキャップ)				引渡し	
拠点回収・ 資源物(ビニール袋)		拠点回収・ 資源物(ビニール袋)				委託	
拠点回収・ 資源物(食品用トレイ類)		拠点回収・ 資源物(食品用トレイ類)				委託	
拠点回収・ 資源物(発砲スチロール)		拠点回収・ 資源物(発砲スチロール)				委託	
拠点回収・ 資源物(小型家電)		拠点回収・ 資源物(小型家電)				委託	
拠点回収・ 資源物(蛍光灯・乾電池・体温計等)		拠点回収・ 資源物(蛍光灯・乾電池・体温計等)				委託	
		くらじクリーンセンター(ストックヤード棟)	分別・保管	再資源化	くらじクリーンセンター(ストックヤード棟)		

表3-A マテリアルリサイクル推進等のための整備事業

事業番号	1				
施設名称	(新) 泉水資源化処理施設				
事業主体	宮若市外二町じん芥 処理施設組合				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	現施設の老朽化およびプラスチック使用製品廃棄物の選別・梱包・保管施設の整備				
施設種別	リサイクルセンター				
処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包				
処理能力(単位)	18.1t/5h				
事業期間	令和11年度～ 令和13年度				
竣工(事業完了)予定年月	令和14年3月				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	現施設用地の隣 (鞍手町新延1296番地8)				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0m				
浸水対策					
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
国土強靭化地域計画 (計画の名称)	－				
プラ要件化の 経過措置の適用	－				
プラ施設整備事業	○				
C02削減率 ※改良事業の場合	－				
スラグの利用計画 ※灰溶融施設を整備する場合	－				
ストック対象物 ※ストックヤードを整備する場合	－				
備考					

表3－B エネルギー回収等のための整備事業

事業番号	2				
施設名称	次期ごみ処理施設				
事業主体	宮若市外二町じん芥 処理施設組合				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	現施設の老朽化及び 既存施設の維持管理 費・運営費の高騰の ため				
施設種別	ごみ焼却施設（エネ ルギー回収あり）				
型式及び処理方式	ストーカ方式				
処理能力（単位）	36t/日				
事業期間	令和10年度～ 令和13年度				
竣工（事業完了）予定年月	令和14年3月				
設置予定地 ※検討中の場合は「未 定」	宮若市本城 1593番地38				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0m				
浸水対策					
環境省所管（循環交付金 等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目 を記載すること	○				
国土強靭化計画への記載 (計画の名称)	—				
プラ要件化の経過措置	—				
エネルギー回収率 ※発電・熱回収がある 場合	回収率10.0%				
余熱利用の計画	場内冷暖房用				
外部供給における利活 用の概要	—				
C02削減率 ※改良事業の場合	—				
燃料の利用計画 ※ごみ燃料化施設を整 備する場合	—				
バイオガス熱利用率 ※バイオガス化施設を 整備する場合	—				
バイオガスの利用計画 ※バイオガス化施設を 整備する場合	—				
備考					

エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は下記を記載					
計画1人1日平均排出量(g)	648g				
計画収集人口(人)	41,320人				
計画直接搬入量(t/日)	1.65t				
計画年間日平均処理量(t/日)	28t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
通知に基づく施設規模 (計画1人1日平均排出量×計画収集人口 +計画直接搬入量)÷実稼働率	36t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無					
災害廃棄物処理量(見込み%)					
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	36t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合					
備考					

表4 施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	①	②			
関連する本体事業の番号	1	2			
事業名	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業			
事業主体	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市外二町じん芥処理施設組合			
事業目的	(新)泉水資源化処理施設整備工事のため	次期ごみ処理施設整備工事のため			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・施設整備基本計画(民間活力導入可能性調査含む) ・施設整備基本設計 ・生活環境影響調査 ・事業者選定業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備基本計画(民間活力導入可能性調査含む) ・施設整備基本設計 ・生活環境影響調査 ・事業者選定業務 			
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
プラ要件の経過措置	—	—			
プラ施設整備事業	○	—			
備考					

表5 現有施設一覧

施設種別	ごみ燃料化施設	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	資源化等を行う施設	最終処分場	し尿処理施設・汚泥再生処理センター	し尿処理施設・汚泥再生処理センター
施設名	くらじクリーンセンター	泉水資源化処理施設	泉水資源化処理施設	くらじクリーンセンター（ストックヤード棟）	泉水最終処分場	宮若市し尿処理施設	鞍手町衛生センター
施設所有主体	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市	鞍手町
型式及び処理方式	固形燃料化(RDF)	破碎	選別、圧縮・梱包	選別	サンドイッチ式準好気性	高負荷、膜分離	好気
処理能力（単位）	66t/日	15t/5h	25t/5h	1t/日 82m ³	64,223m ³	97kL/日	45kL/日
エネルギー回収の有無	無	無	無	無	無	無	無
竣工年月	2002(H14).12	1987(S62).1	1987(S62).1	2007(H19).7	1987(S62).1	1997(H9).2	1981(S55).3
廃止又は休止（予定）年月	2032(R14).3	2032(R14).3	2032(R14).3				2028(R10).3
施設所在地	宮若市本城1593番地38	鞍手町新延1296番地8	鞍手町新延1296番地8	宮若市本城1593番地18	鞍手町新延1296番地8	宮若市芹田335-1	鞍手町大字中山3395番地
想定される浸水深	浸水深0m	浸水深0m	浸水深0m	浸水深0m	浸水深0m	浸水深0m	浸水深0m
浸水対策							
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件							
廃焼却施設解体事業着手（予定）年月完了（予定）年月							
関連する新設事業番号※表3の事業番号	2	1	1				
備考							

4 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

(1) 生活排水の処理に関する現状と目標（全域）

生活排水の処理については、表6に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表6 生活排水処理に関する現状と目標	現状：令和4年度		目標：令和14年度		
	人口	構成比	人口	構成比	
処理形態別人口	公共下水道（人）	9,414	19.3%	13,653	33.0%
	農業集落排水施設等（人）	447	0.9%	422	1.0%
	合併処理浄化槽等（人）	16,086	33.0%	16,481	39.9%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	25,947	53.2%	30,556	74.0%
	単独処理浄化槽（人）	746	1.5%	528	1.3%
	非水洗化人口（人）	22,043	45.2%	10,236	24.8%
	小計：未処理人口（人）	22,789	46.8%	10,764	26.1%
合計：総人口（人）		48,736	100.0%	41,320	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	34,430		16,905	
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	21,066		19,954	
	合計（キロリットル）	55,496		36,859	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

各構成市町の現在の生活排水処理基本計画の目標値を基本とし、本地域計画の目標年度に該当する目標値の設定がない場合は、既存の目標値の延長等により設定し、また人口の推計値を更新し設定する。

(2) 各構成市町村の生活排水処理に関する現状と目標

宮若市		実績		目標	
		令和4年度		令和14年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	2,721	10.2%	5,220	22.2%
	農業集落排水施設等（人）	0	0.0%	0	0.0%
	合併処理浄化槽等（人）	12,199	45.9%	12,983	55.2%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	14,920	56.2%	18,203	77.4%
	単独処理浄化槽等（人）	548	2.1%	412	1.8%
	非水洗化人口（人）	11,093	41.8%	4,902	20.8%
	小計：未処理人口（人）	11,641	43.8%	5,314	22.6%
	合計：総人口（人）	26,561	100.0%	23,517	100.0%
し尿・汚泥量	汲取りし尿量（キロリットル）	18,553		7,894	
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	13,208		14,119	
	合計（キロリットル）	31,761		22,013	

小竹町		実績		目標	
		令和4年度		令和14年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	650	9.2%	545	10.0%
	農業集落排水施設等（人）	447	6.3%	422	7.7%
	合併処理浄化槽等（人）	1,320	18.7%	2,083	38.1%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	2,417	34.2%	3,050	55.7%
	単独処理浄化槽等（人）	81	1.1%	61	1.1%
	非水洗化人口（人）	4,577	64.7%	2,362	43.2%
	小計：未処理人口（人）	4,658	65.8%	2,423	44.3%
	合計：総人口（人）	7,075	100.0%	5,473	100.0%
し尿・汚泥量	汲取りし尿量（キロリットル）	6,061		4,225	
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	3,934		3,947	
	合計（キロリットル）	9,995		8,172	

鞍手町		実績		目標	
		令和4年度		令和14年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	6,043	40.0%	7,888	64.0%
	農業集落排水施設等（人）	0	0.0%	0	0.0%
	合併処理浄化槽等（人）	2,567	17.0%	1,415	11.5%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	8,610	57.0%	9,303	75.5%
	単独処理浄化槽等（人）	117	0.8%	55	0.5%
	非水洗化人口（人）	6,373	42.2%	2,972	24.1%
	小計：未処理人口（人）	6,490	43.0%	3,027	24.6%
	合計：総人口（人）	15,100	100.0%	12,330	100.0%
し尿・汚泥量	汲取りし尿量（キロリットル）	9,816		4,786	
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	3,924		1,888	
	合計（キロリットル）	13,740		6,674	

5 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

（1）処理体制

ア 生活排水処理の現状と今後

宮若市では、市内のし尿・浄化槽汚泥は、宮若市し尿処理施設（緑水園）で処理を行っており、処理されたし尿・汚泥は、乾燥汚泥を焼却したのち、宮若市外二町じん芥処理施設組合で埋立処分を行っている。

小竹町では、し尿処理については、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町で構成されるふくおか県央環境広域施設組合の汚泥再生処理センター（処理区域：飯塚市（庄内地区・穎田地区）、嘉麻市（稻築地区）、小竹町）にて、し尿及び浄化槽汚泥、並びに農業集落排水施設の汚泥の全量を処理しており、処理されたし尿・汚泥は、発酵され肥料化されている。

鞍手町では、し尿及び浄化槽汚泥は鞍手町衛生センターにて処理している。処理されたし尿、浄化槽汚泥は、鞍手町衛生センターで乾燥汚泥を焼却したのち、宮若市外二町じん芥処理施設組合で埋立処分を行っている。

今後も、各構成市町にて、人口密集地域については、公共下水道の整備を促進し、単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所については、生活雑排水の処理を進めるために個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を推進する。

（2）合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 処理槽事業等のための整備事業※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付

事業番号	3	4	5		
事業主体	宮若市	小竹町	鞍手町		
事業名称	処理槽設置整備事業	処理槽設置整備事業	処理槽設置整備事業		
現有設備の内容					
直近の整備済み基数 (基) (令和4年度)	44基	7基	16基		
処理人口(人)	135人	28人	38人		
整備計画					
整備計画基数(基)	490基	70基	175基		
整備計画人口(人)	1,715人	322人	560人		
事業期間	令和7年度から令和13年度	令和7年度から令和13年度	令和7年度から令和13年度		
国土強靭化計画への記載 (計画の名称)	宮若市国土強靭化地域計画	小竹町地域強靭化計画	鞍手町国土強靭化地域計画		
備考					

6 関連するその他の施策

(1) 地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

・啓発活動の推進

ごみ処理方法に対する啓発活動を推進するため、広報誌や公式ホームページ、パンフレット、市町公式アプリ等を活用し、ごみの正しい出し方について啓発を行っていく。

・学習活動の充実

子どもたちへの教育活動として、ごみ処理施設への社会科見学や自治会等による資源物の拠点回収を活用した取り組みを通じて、資源として活用できるごみの分別排出に対する教育やごみの排出に対するモラルの向上を図っていく。

・減量化・再資源化に対する意識の向上

一般の住民についてもごみ処理施設の見学や視察を受入れ、施設見学を通じてごみ処理に関する認識を高めるための環境教育とごみの減量化・再資源化に対する意識の向上を図っていく。

・生ごみ減量化の支援

生ごみ処理容器等の購入に対する助成を行い、生ごみを家庭菜園等の肥料として有効活用することで、家庭から排出されるごみの削減を推進する。

・リサイクル活動団体の育成・支援

各家庭でごみとして排出されている資源を回収、再資源化している自治会等の団体を支援するとともに、新たに活動しようとする団体の育成や取り組みに対する支援を行っていく。

・資源物回収の推進

既存の資源物拠点回収における回収物の種類を増やす、回収拠点を増やす等の検討を行い、利用者の拡大につなげられるような措置を講じていく。

・資源物分別排出の徹底

資源物の分別排出や正しい出し方について、住民及び事業者（排出事業者）に適正に実施するよう要請し、個別指導等の必要な対策を検討して講じていく。

・リユースカップ等の普及・促進

行政が実施するイベント等においては、リユースカップ・リユース食器の使用を促進し、発生抑制に努める。

・不用品リユースの促進

粗大ごみ・不用になった衣料品・家具・雑貨等のリユースを促進するために、協力事業者の募集等を検討する。

・食品廃棄物・食品口ス対策

食品口スに関する啓発を行い、生ごみのたい肥化、家庭での食品口スの削減、30・10運動、フードバンク団体等への寄贈等を推進する。

イ プラスチック資源に関する施策内容

・容器包装プラスチックの削減

使い捨てプラスチックを削減するため、マイボトル運動の実施等を推進し、廃プラスチックの減量化を図る。

・プラスチック類の資源化の推進

製品プラスチックの分別収集・再商品化を令和14年度を目途に開始するための検討を実施する。

・マイバッグ運動（アの取組みにも該当）

買い物袋や買い物かごの持参運動を積極的に支援し、レジ袋等の容器包装廃棄物の発生抑制を促進する。

ウ ごみ処理手数料有料化の実施内容

全ての構成市町において、「可燃ごみ」「燃えないごみ（不燃物）」「資源物（ビン・カン）」「資源物（ペットボトル）」は指定袋で収集し、「燃えないごみ（粗大ごみ）」は証紙による有料収集を実施している。また、施設への直接搬入も有料化している。ただし、稀に大量排出する場合に排出者が許可業者に直接依頼する場合は、許可業者に支払う費用のみで、処理手数料（ごみ袋代・証紙代）は無料となっている。

有料化は、昭和57年4月1日から開始し、有料袋の導入は、旧宮田町が平成3年10月1日、旧若宮町が平成2年4月1日、小竹町が平成元年10月1日、鞍手町が平成3年7月1日から開始している。

有料化の実施により、資源物等を拠点回収施設に直接分別して持ち込む量が多く、ごみの分別と減量に貢献している。

工 リチウム蓄電池に関する対策

・収集運搬業務における安全衛生管理

ごみの収集運搬時における安全衛生を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、委託・許可業者の指導に努める。ごみ収集時におけるリチウムイオン電池の混入・発火等を防止するためのごみ収集方法の検討を行う。

・適正処理困難物について

受け入れられない適正処理困難物の排出については、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図つていくとともに、適正処理困難物の処理方法の指導や排出先の紹介を行い、住民及び事業者に対して協力と情報提供に努める。特に、火災等の恐れのあるリチウムイオン電池等については、住民に対する分別の周知や、事業者と連携した回収ボックスの設置などの対策を実施する。

オ 事業系ごみに関する施策内容

・多量排出事業者への要請

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量化や再資源化の推進を要請し、必要に応じてごみの適正処理に対する指導強化を図つていく。

・事業系ごみ排出量の実態把握

事業系ごみの排出量を把握するため、先進事例としてある、事業系ごみ専用の指定袋の導入や収集運搬車両による収集ごみ（家庭系・事業系別）量の把握等、収集運搬方法やごみ計量システムの再構築を図り、事業系ごみ排出量の実態把握をじん芥処理施設組合や構成市町及び関係者と協議し、措置を講じていく。

・事業者との連携による減量化

福岡県が実施する、プラスチックごみ削減の取組を行っている「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録を促進する。

・事業系ごみの減量化

事業所から排出される事業系ごみの減量化・資源化に関する情報提供を行い、事業者による取組が促進されるよう働きかけを行う。

・事業者の食品ロス削減推進

福岡県が実施する小分け販売や持ち帰りへの対応などの食品ロス削減に取り組む「食べもの余らせん隊」の登録を促進する。

・小売店での食品ロス削減

小売店と共に、消費者に対して期限表示の正しい理解について啓発し、期限に近い商品から手に取るいわゆる「手前取り」の普及を図る。

・外食産業の食品ロス削減推進

外食時に食べきれなかった料理について、消費者に対しては自己責任を前提とした持ち帰りを推進するとともに、飲食店に対しては食中毒が発生することのないよう食品衛生上の注意事項を説明するよう周知を図る。

カ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成30年3月に各構成市町および組合で、宮若市災害廃棄物処理計画、小竹町災害廃棄物処理計画、鞍手町災害廃棄物処理計画および宮若市外二町じん芥処理施設組合災害廃棄物処理計画を策定している。

今後もこれらの計画に基づく取り組みを推進していくとともに、訓練等を通じて円滑・迅速な処理が実現できる実効性の高い体制を構築していく。

なお、構成市町は県と県内市町村との間で、災害時の相互応援に関する協定を締結し、大規模な災害が発生した場合等において、相互連携・協力する体制を構築している。

キ 生活排水対策

今後も、各構成市町にて、人口密集地域については、公共下水道の整備を促進し、単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所については、生活雑排水の処理を進めるために個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を推進する。

7 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市町は、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、構成市町、福岡県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめられた時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うとともに評価の結果を公表する。
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

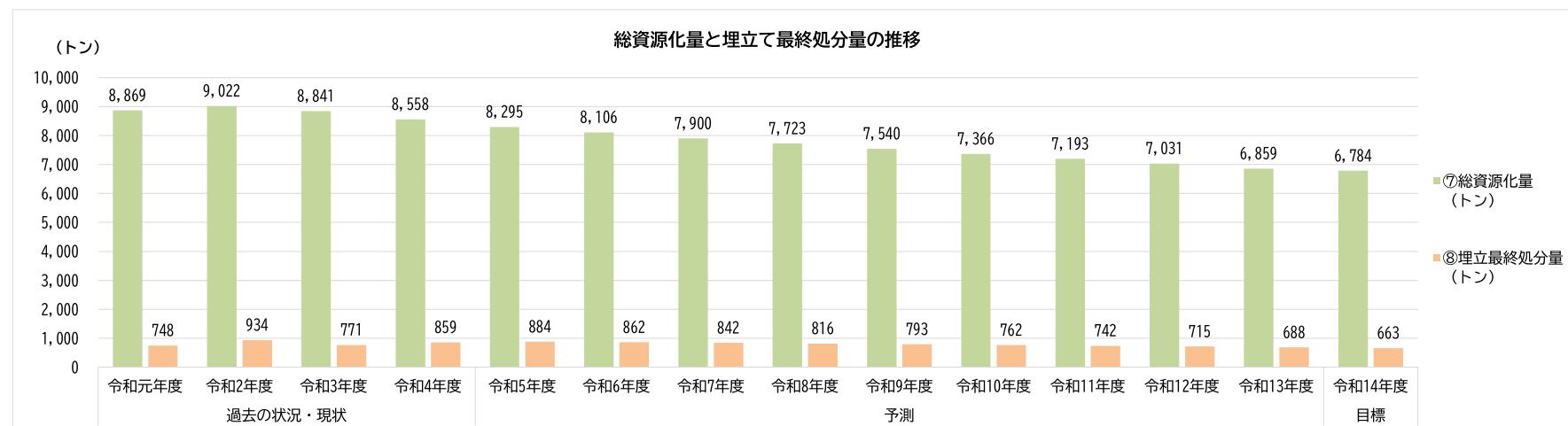
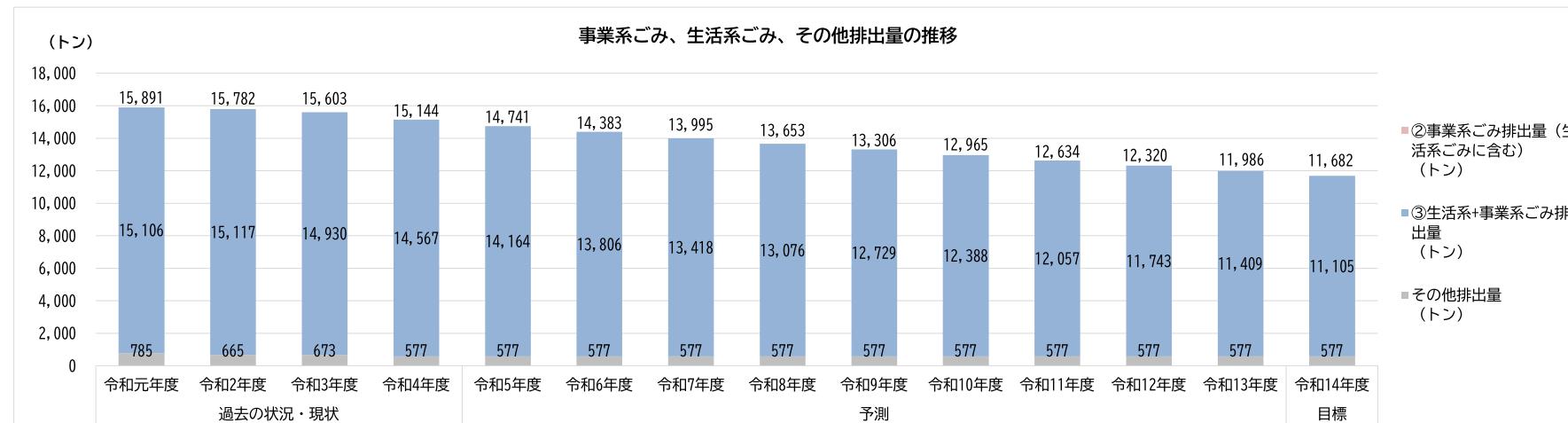
総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

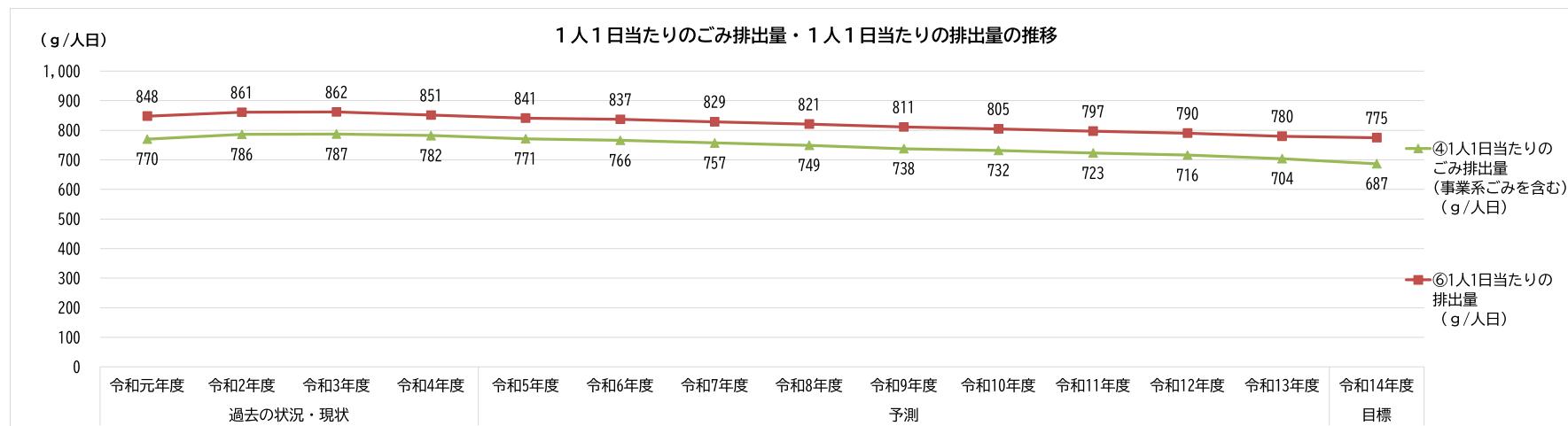
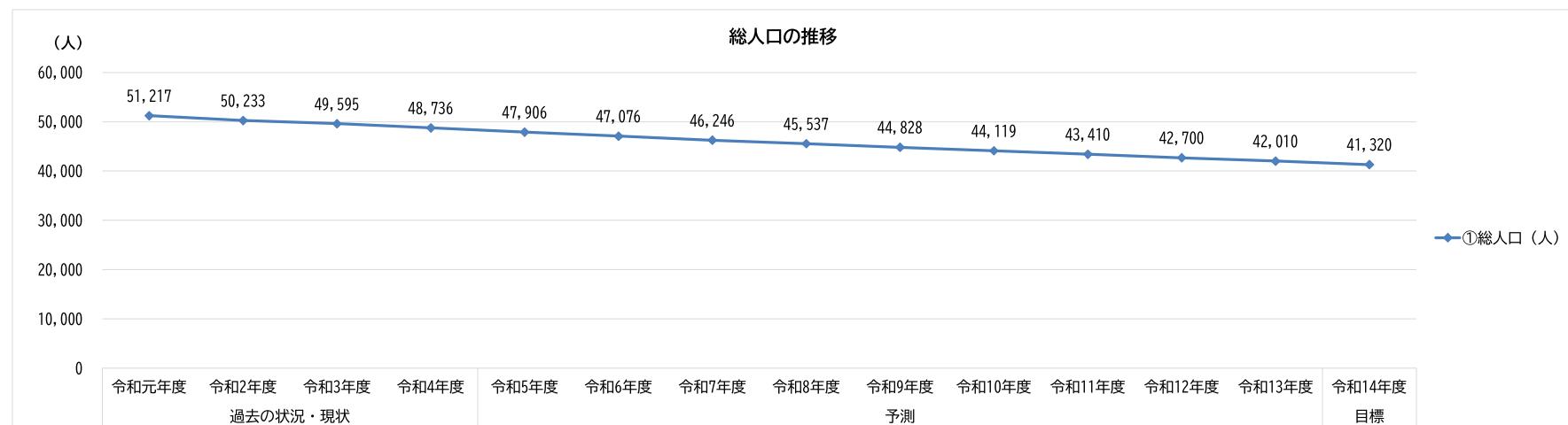
事業種別 施設名称等	事業番号	事業主体 名 称	規 模		事業期間		交付金交付 期間		総事業費（千円）		交付対象事業費（千円）								備 考
			単位	開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
マテリアルリサイクル推進等のための整備事業								0	4,077,700	0	4,077,700	0	0	0	0	1,358,500	815,540	1,903,660	全て消費税10%を含む
(新)泉州資源化処理施設	1	宮若市外二町じん芥処理施設組合	18.1 t/5h	R11	R13	R11	R13	0	4,077,700	0	4,077,700	0	0	0	0	1,358,500	815,540	1,903,660	
エネルギー回収等のための整備事業								0	7,700,000	0	6,916,575	0	0	0	0	988,083	1,976,164	1,976,164	1,976,164
次期ごみ処理施設	2	宮若市外二町じん芥処理施設組合	36 t/日	R10	R13	R10	R13	0	7,700,000	0	6,916,575	0	0	0	0	988,083	1,976,164	1,976,164	1,976,164
計画支援事業等								0	164,830	0	164,830	43,731	45,518	25,520	31,149	18,912	0	0	
事業番号1のための計画支援	①	宮若市外二町じん芥処理施設組合		R7	R11	R7	R11	0	94,060	0	94,060	28,786	24,288	0	22,074	18,912	0	0	
事業番号2のための計画支援	②	宮若市外二町じん芥処理施設組合		R7	R10	R7	R10	0	70,770	0	70,770	14,945	21,230	25,520	9,075	0	0	0	

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		交付金交付期間		総事業費(千円)		交付対象事業費(千円)								備考
			単位	開始	終了	開始	終了	複数計画合算費	現計画での総事業費	複数計画合算費	合計	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
浄化槽事業等のための整備事業									223,755		223,755	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	
内訳	浄化槽設置整備事業	3 宮若市		R7	R13	R7	R13		223,755		223,755	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	
	浄化槽整備事業（下記事業を除く）		490 基						223,755		223,755	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	31,965	
	既設の浄化槽改築事業			基							0								
	浄化槽災害復旧事業			基							0								
	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業			基							0								
	浄化槽整備効率化事業費										0								
浄化槽事業等のための整備事業									27,545		27,545	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	
内訳	浄化槽設置整備事業	4 小竹町		R7	R13	R7	R13		27,545		27,545	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	
	浄化槽整備事業（下記事業を除く）		70 基						27,545		27,545	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	
	既設の浄化槽改築事業			基							0								
	浄化槽災害復旧事業			基							0								
	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業			基							0								
	浄化槽整備効率化事業費										0								
浄化槽事業等のための整備事業									98,210		98,210	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	
内訳	浄化槽設置整備事業	5 鞍手町		R7	R13	R7	R13		98,210		98,210	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	
	浄化槽整備事業（下記事業を除く）		175 基						98,210		98,210	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	14,030	
	既設の浄化槽改築事業			基							0								
	浄化槽災害復旧事業			基							0								
	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業			基							0								
	浄化槽整備効率化事業費										0								
合計								0	12,292,040	0	11,508,615	93,661	95,448	75,450	1,069,162	3,403,506	2,841,634	3,929,754	

添付資料：一般廃棄物の処理の実績と予測

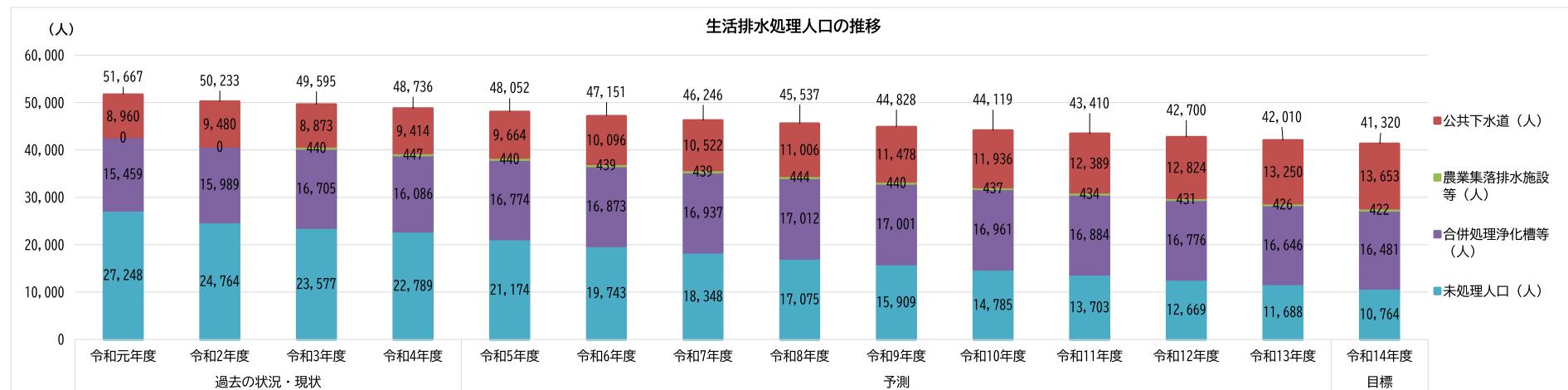
指標・単位	過去の状況・現状				予測									目標
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①総人口（人）	51,217	50,233	49,595	48,736	47,906	47,076	46,246	45,537	44,828	44,119	43,410	42,700	42,010	41,320
②事業系ごみ排出量 (生活系ごみに含む) (トン)								(生活系ごみに含む)						
③生活系+事業系ごみ排出量 (トン)	15,106	15,117	14,930	14,567	14,164	13,806	13,418	13,076	12,729	12,388	12,057	11,743	11,409	11,105
④1人1日当たりの ごみ排出量 (事業系ごみを含む) (g/人日)	770	786	787	782	771	766	757	749	738	732	723	716	704	687
その他排出量 (トン)	785	665	673	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577
⑤総排出量 (トン)	15,891	15,782	15,603	15,144	14,741	14,383	13,995	13,653	13,306	12,965	12,634	12,320	11,986	11,682
⑥1人1日当たりの 排出量 (g/人日)	848	861	862	851	841	837	829	821	811	805	797	790	780	775
⑦総資源化量 (トン)	8,869	9,022	8,841	8,558	8,295	8,106	7,900	7,723	7,540	7,366	7,193	7,031	6,859	6,784
⑧埋立最終処分量 (トン)	748	934	771	859	884	862	842	816	793	762	742	715	688	663
生活系+事業系ごみ排出量のうち資源化量 (トン)	680	699	680	661	654	643	632	623	613	604	596	586	577	751
年間日数 (日)	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365



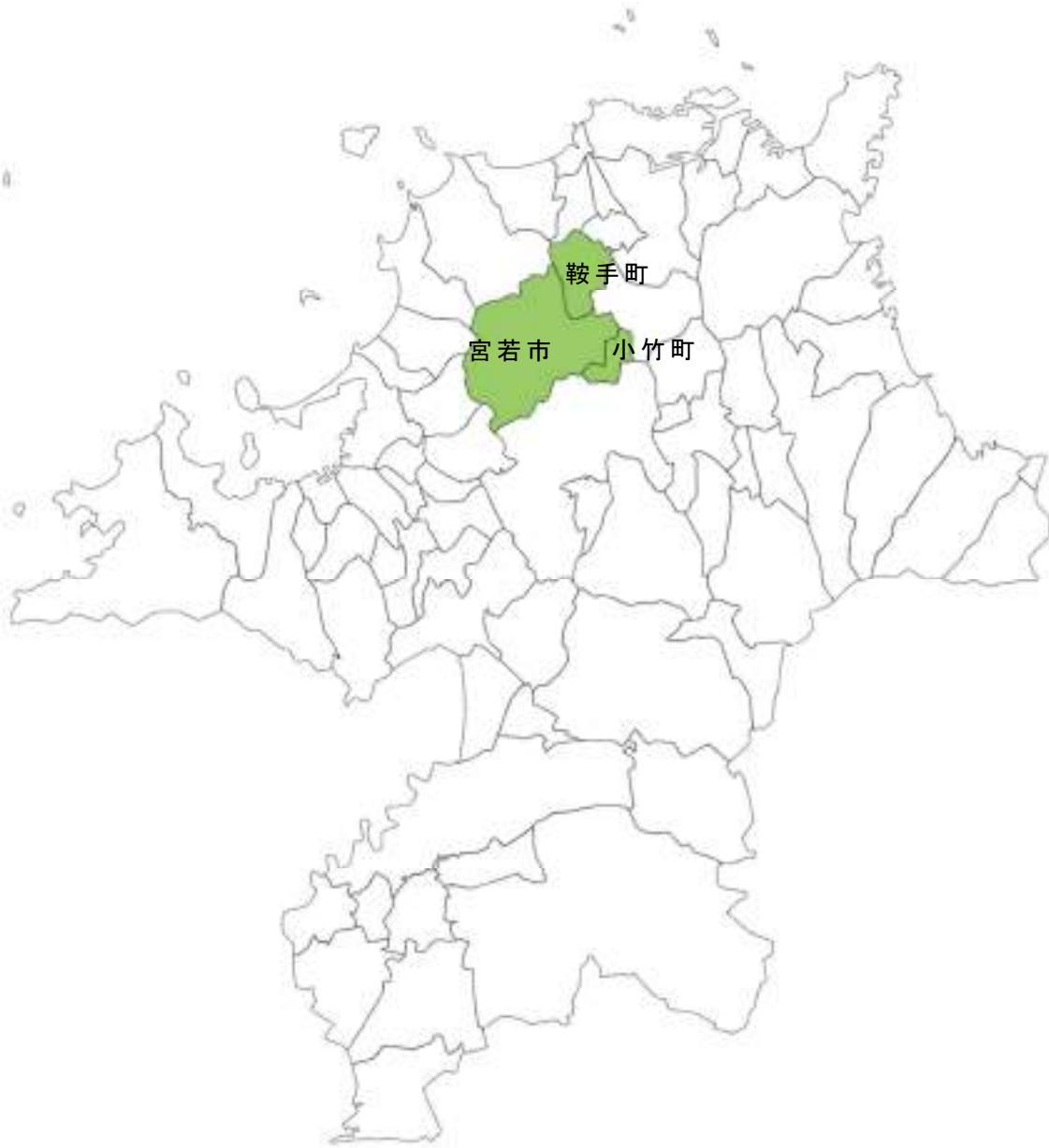


添付資料：生活排水の実績と予測

指標・単位		過去の状況・現状				予測									目標	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
総人口（人）		51,667	50,233	49,595	48,736	48,052	47,151	46,246	45,537	44,828	44,119	43,410	42,700	42,010	41,320	
公共下水道（人）	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8,960 17.3%	9,480 18.9%	8,873 17.9%	9,414 19.3%	9,664 20.1%	10,096 21.4%	10,522 22.8%	11,006 24.2%	11,478 25.6%	11,936 27.1%	12,389 28.5%	12,824 30.0%	13,250 31.5%	13,653 33.0%	
農業集落排水施設等（人）	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0.0%	0 0.0%	440 0.9%	447 0.9%	440 0.9%	439 0.9%	439 1.0%	444 1.0%	440 1.0%	437 1.0%	434 1.0%	431 1.0%	426 1.0%	422 1.0%	
合併処理浄化槽等（人）	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15,459 29.9%	15,989 31.8%	16,705 33.7%	16,086 33.0%	16,774 34.9%	16,873 35.8%	16,937 36.6%	17,012 37.4%	17,001 37.9%	16,961 38.4%	16,884 38.9%	16,776 39.3%	16,646 39.6%	16,481 39.9%	
未処理人口（人）	汚水衛生未処理人口	27,248	24,764	23,577	22,789	21,174	19,743	18,348	17,075	16,909	15,909	14,785	13,703	12,669	11,688	10,764



添付資料：対象地域図



対象地域	宮若市、小竹町、鞍手町
面 積	189.87 km ²
人 口	48,193 人 (令和6年4月末現在)

添付資料：地域内の施設の現況と予定（位置図）



添付資料：浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図

①宮若市

浄化槽整備区域は、図1の下水道整備区域図における浄化槽整備計画区域（色なし）のエリアである。

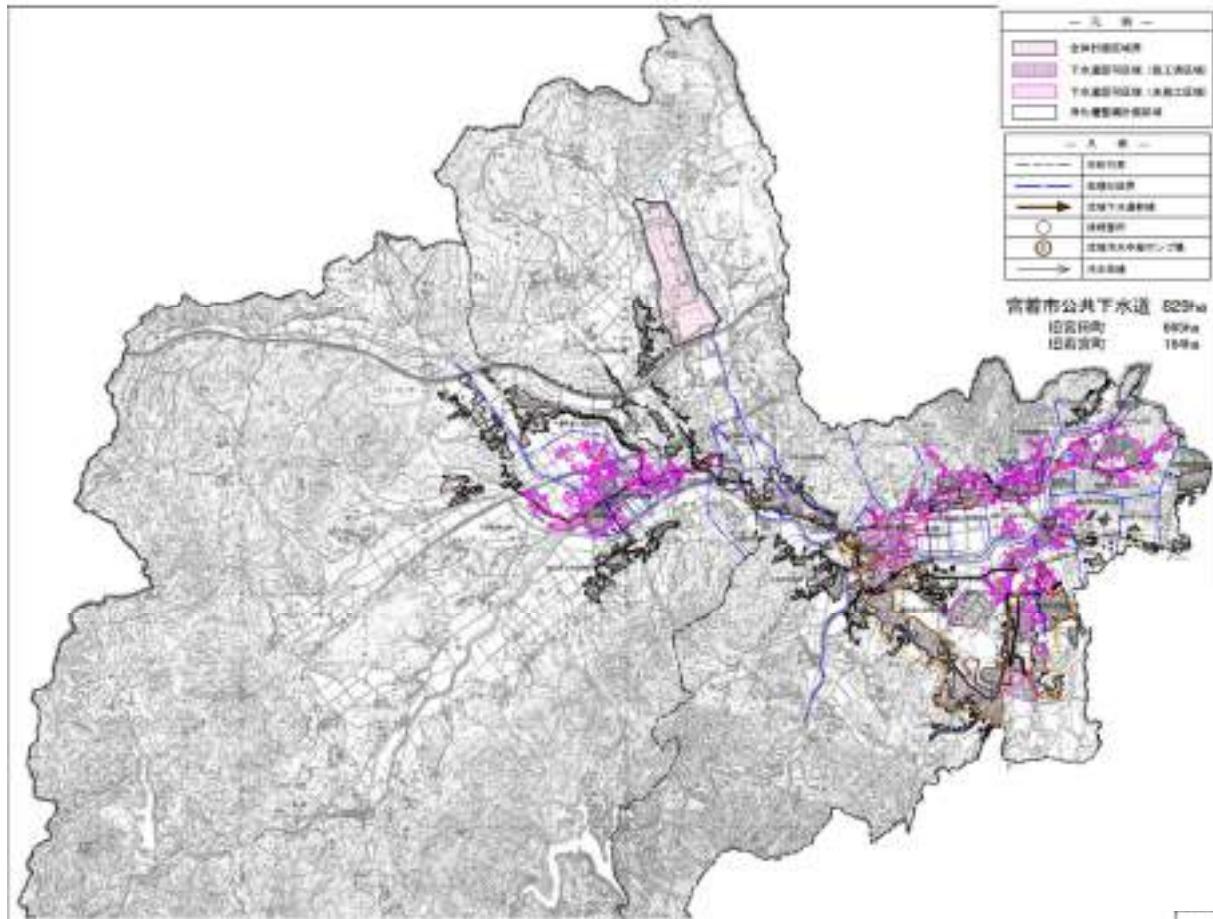


図1: 下水道整備区域図

② 小竹町

浄化槽整備区域は図 2 のとおりである。

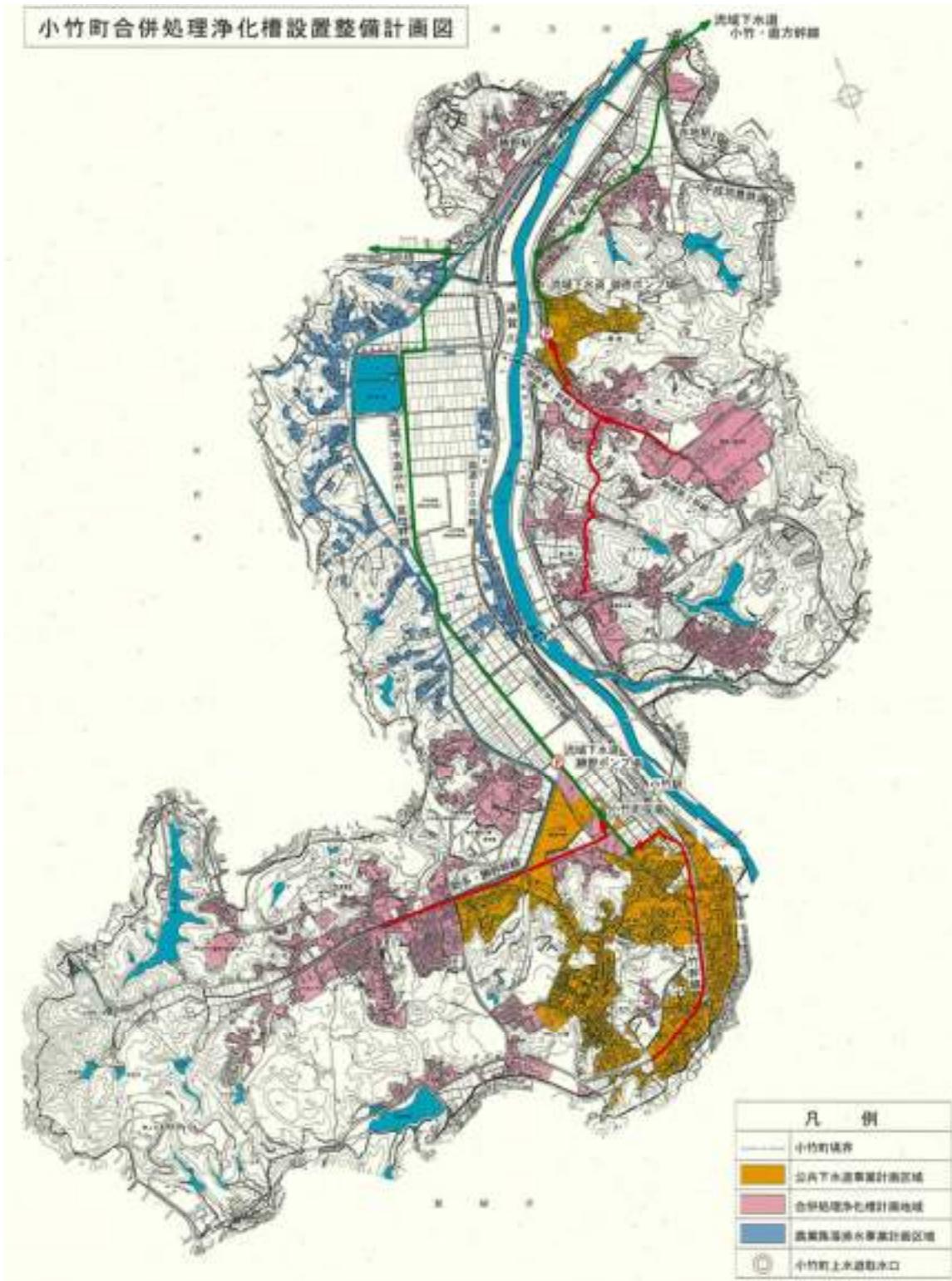
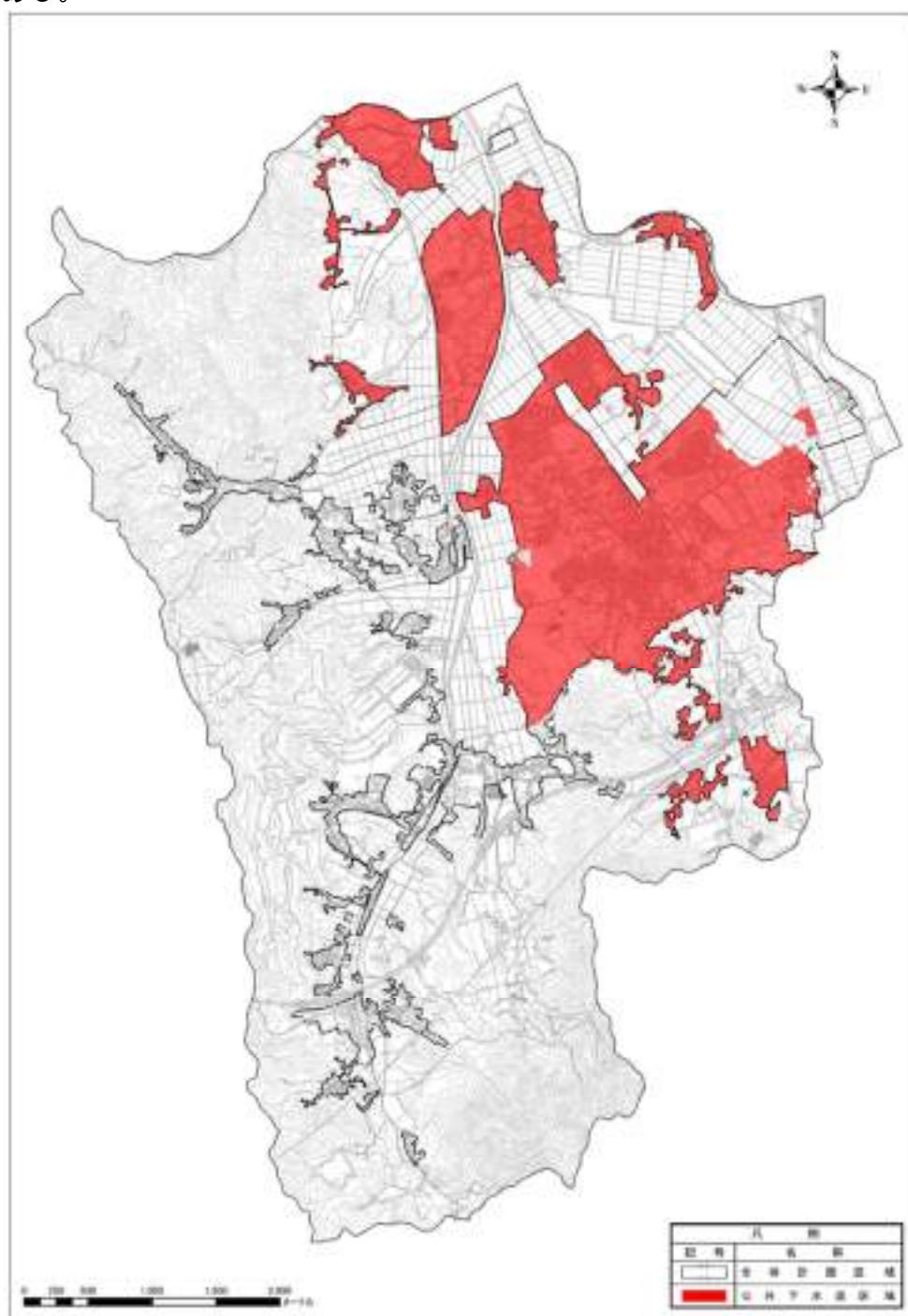


図2：合併処理浄化槽設置整備計画図

③鞍手町

浄化槽整備区域は図 3 の汚水処理構想図における、公共下水道区域（赤塗）以外のエリアである。



添付資料：ハザードマップ

① 泉水資源化処理施設



② 鞍手町衛生センター（敷地内の一部が洪水浸水想定区域に入っているが、施設は災害が想定されない）



①②出典：鞍手町防災ハザードマップ(令和6年3月)

(https://www.town.kurate.lg.jp/bousai/documents/hazardmap_all.pdf)

添付資料：国土強靭化地域計画

①宮若市



**宮若市
国土強靭化
地域計画**

5 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 上水道等の長期にわたる供給停止

(水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進)

- 耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の方針を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画を策定するとともに、国庫補助を活用した施設整備等を行う。また、耐震化の推進のために、広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進めること。

5-2 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化)

- 市が管理する下水道施設の耐震化を促進するため、幹線管きよは、耐震構造で工事を行っており、引き続き実施する。

(下水道 BCP の実効性の確保)

- 市が管理する公共下水道の全てにおいて、災害等の危機に遭遇し後に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道 BCP を策定しており、必要に応じ改定する。

(浄化槽の整備)

19

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業を促進する。

(し尿処理体制の整備)

- 災害時におけるし尿を処理するため、広域的な連携体制を進める。

第4章 強靭化施策の推進方針(P19・20)より

小竹町地域強靭化計画
強くしなやかな
地域づくりを目指して

令和4年（2022年）3月
小竹町

5 - 3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化（上下水道課）

町が管理する下水道施設の更なる耐震化を図るために、県と連携し、優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施に努める。平成30年度において、ストックマネジメント実施方針を策定した。今後15年間は、巡視・最重要施設の点検を実施し、その後に計画を見直す。

○ 下水道BCPの実効性の確保（上下水道課）

平成27年度において、町が管理する下水道施設の事業継続計画（BCP・地震編）を策定し、令和3年度において、同計画（水害編）を追加した。今後、情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策（農政環境課、上下水道課）

農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、機能診断を行い、小竹町農業集落排水施設最適整備構想を策定し、施設の改修を進めている。今後も老朽化対策及び耐震化の更なる推進を図るため、引き続き取り組む。

○ 净化槽の整備（農政環境課）

生活環境の改善を図るため、浄化槽設置整備事業を推進する。また、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する。

5・3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化（上下水道課）

町が管理する下水道施設の耐震化を促進するため、幹線管渠は耐震構造で工事を行っており、引き続き確実に実施する必要がある。

○ 下水道BCPの実効性の確保（上下水道課）

平成27年度において、町が管理する下水道施設の事業継続計画（BCP・地震編）を策定し、令和3年度において、同計画（水害編）を追加した。今後、情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく必要がある。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策（農政環境課、上下水道課）

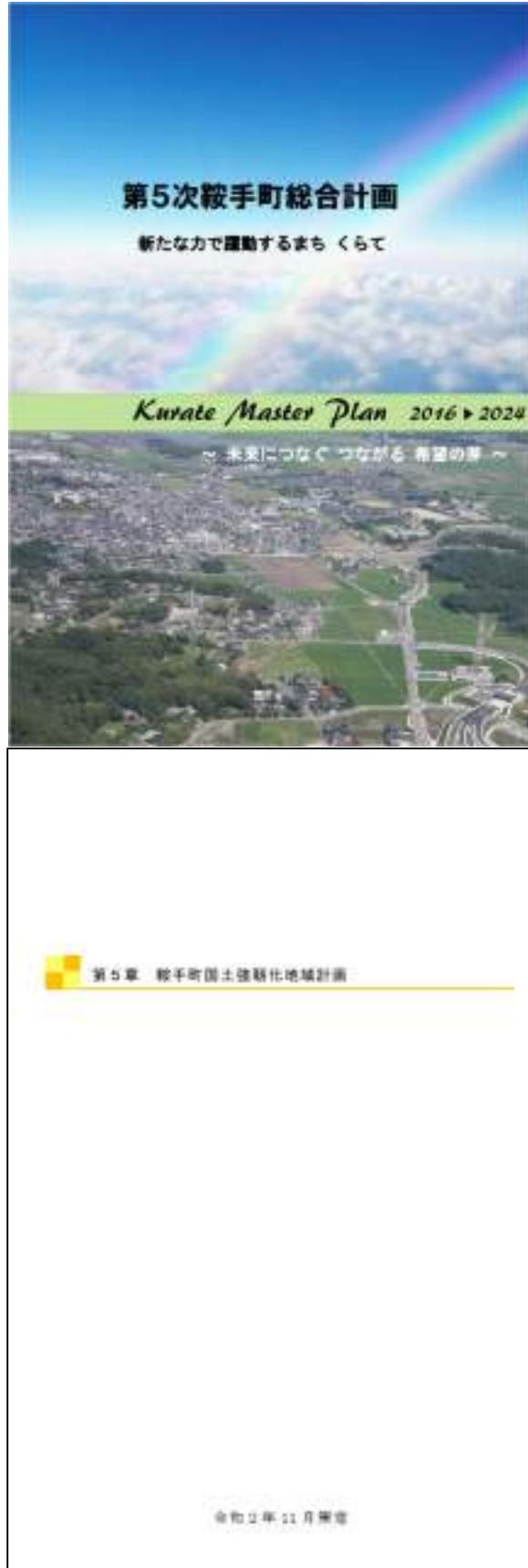
農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断を行った後、小竹町農業集落排水施設最適整備構想を策定し、施設の改修を進めており、今後も引き続き実施する必要がある。

○ 净化槽の整備（農政環境課）

福岡県汚水処理構想に基づき、小竹町生活排水処理基本計画を策定し、国・県の補助を受け浄化槽設置整備事業を実施しているが、浄化槽普及率は約30%に留まっており、浄化槽設置整備事業を推進する必要がある。また、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

別紙1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果より

③鞍手町



※「第5次鞍手町総合計画」と一体的に策定されている

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
推進方針	関連計画	ページ	
2-1 医療・福祉機能の確保			
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33	
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者の連携強化を図る	*	33	
子育て世代のサポートを行う環境整備の推進	*	45	
子育て世代のサポートを行う環境整備の推進	*	45	
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らす、健康新命を延年させる取り組みを推進	*	60	
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らす、健康新命を延年させる取り組みを推進	*	60	
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らす、健康新命を延年させる取り組みを推進	*	60	
2-2 救助・救急活動の体制			
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33	
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	*	35	
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	*	35	
住民の安全と安心を守る重要な役割を担っている消防団員の適正確保に努める	*	35	
2-3 地域の衛生状態の悪化			
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*	25	
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*	25	
広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組む	*	25	
公共用水域の水質汚染と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努める	*	26	
下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置促進	*	26	
建設から40年余りが経過しきり汚化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	*	26	
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33	
汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工において耐震性の確保を推進	★	-	

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

(4) 関係施策と指標一覧(P99)より

5 ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る

推進方針	関連 計画	ページ
5-1 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止		
第7次行財政改革において、令和2年度に個別施設計画の改訂版を策定	＊	21
第7次行財政改革において、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	＊	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等施設基本計画を策定し、移転兼替えを推進	*★	21
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	＊	33
5-2 上・下水道等の長期期間にわたる供給停止		
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*★	25
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	＊	25
広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組む	＊	25
公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努める	＊	26
下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置促進	＊	26
施設から40年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	＊	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工においては、耐震性の確保を推進	★	—
5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止		
コンパクトなまちづくりを推進し、利用者の移動ニーズに対応しながら、利用者の利便性を確保	＊	18
路線等級のみならず、交通量、代替え路線の有無や費用対効果を考慮し、耐用年数の延長も検討	＊	22
構造長寿命化修繕計画に基づき、補修・架け替えを実施し、必要に応じて修繕計画を見直す	＊	22
福岡県や関係市町と連携して早期完成に向けて推進	＊	22
通学路安全プログラムに基づく点検を実施し、優先順位をつけ整備	＊	24
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

(4)関係施策と指標一覧(P103)より